

今後の検討の方向性

- (案1) 会計基準案第22項の原案ベース(例外的な開示について詳細に記述)
- (案2) 本ペーパー別案ベース(例外的な開示について簡潔に記述)

< 従業員のための企業年金関連基準案 別案 >

関連当事者の定義のところでは、個別指図や借入などの具体的な取引形態には触れず、単に「(会社と)取引を行う場合」とする。

5.(3)

従業員のための企業年金(企業年金と会社の間で掛金の拠出等以外の重要な取引を行う場合)

22. 国際的な会計基準では、従業員のための退職給付制度(IAS第24号)や従業員の便益のための信託財産(SFAS第57号)を関連当事者として規定している。これらの規定は、従業員のための退職給付制度は、資金を提供している会社からは強い影響を受けることを考慮したものと考えられる。例えば、米国の実際の開示例では、企業年金が当該会社に不動産を賃貸している取引があげられている。このような国際的な扱いも踏まえ、企業年金と会社の取引が会社の財務諸表に重要な影響を及ぼす場合は、国際的な会計基準と同様に、関連当事者との取引として開示することとした。

我が国における企業年金には、確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度(規約型及び基金型)、適格退職年金制度、厚生年金基金制度などがある。その年金資産の運用は、会社からの個別指図による運用ができない契約によることが一般的であり、個別指図が認められている場合でも株式についてはインデックス運用に限定されていることなどから、我が国における企業年金に関しては、通常の場合、開示対象となる取引は生じないと考えられる。

ただし、厚生年金基金及び基金型の確定給付企業年金が個別指図を行う場合で、債券等について基金が会社と直接取引を行ったり、例外として認められている厚生労働大臣の承認を受けた場合の借入を会社から行う場合は、その重要な取引について開示対象となることも考えられる。また、退職給付信託を設定している場合でも、一定の場合の年金資産の入替えや返還などを直接会社と取引を行う場合に限り、開示対象になるものと考えられる。

わが国の企業年金制度では、上記のとおり、開示対象となる取引が生じる場合は限定されるが、海外子会社については、それぞれの国の企業年金制度に応じて、開示対象となる取引を検討する必要がある。

なお、従業員のための企業年金への会社からの拠出金は、関連当事者の開示の趣旨に鑑み、開示対象の取引には該当しないと考えられる。

通常の場合、開示対象となる取引は生じないことを先に記述する。その後で、国内の企業年金が開示対象となる限定的な事例については、ワンパラグラフにまとめ、簡潔に記述する。